

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した指定
管理者監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年12月25日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 松 浦 正 武

監査対象団体 史跡塩飽勤番所顕彰保存会

- 1 監査の種類 指定管理者監査
- 2 監査対象 平成 24 年度に支出した史跡塩飽勤番所跡の指定管理委託料にかかる
出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 25 年 8 月 23 日から 9 月 12 日
- 4 監査執行日 平成 25 年 9 月 13 日
- 5 指定管理委託料の概要

名 称	史跡塩飽勤番所跡指定管理委託料
指定管理委託料	3,400,000 円
所 管 課	教育委員会総務課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

史跡塩飽勤番所及びこれに付属する古文書などの保存保護に寄与し、顕彰することを目的とする。

(2) 事業

(公益目的事業)

- ① 史跡塩飽勤番所の保存運営に関すること。
- ② 史跡塩飽勤番所に関する資料の収集保管及び展示に関すること。
- ③ 史跡塩飽勤番所を顕彰するための調査研究及び広報に関すること。
- ④ その他目的達成に必要な業務。

(収益事業)

- ① 物品販売

(3) 事務所の所在地

丸亀市本島町泊 506 番地 1 丸亀市本島コミュニティセンター内

(4) 会議

総会、役員会

(5) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、理事若干名、書記会計 1 名、監事 2 名

7 監査方法

史跡塩飽勤番所跡の指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

- 本島観光業務 1、2 月分を指定管理会計で支出しているが、本島市民センターと指定管理の業務内容について協議し、指定管理に関するもののみを支出すること。
- 収益事業の決算が、決算書に記載されていないので、記載すること。
- 史跡塩飽勤番所顕彰保存会の決算書に指定管理料収入と指定管理に係る支出が含まれて記載されているが、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理は区分して整理しなければならないので、貴団体の決算書には指定管理業務による収支の差額のみ記載すること。
- 給料等から源泉徴収した所得税、保険料等は別通帳で管理すること。
- 予備費を直接執行しているが、予備費は実際に支出する費目に充用したうえで、支出すること。
- 収入票、支出票が作成されていないので作成し、会長の決裁を得ること。
- 個人の買物と領収書が一緒になっているものがあったので、領収書は個人の買物とは分けてもらうこと。

II 検討すべき事項（意見）

- 個人の立替払による支出が多く見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等で対応していただきたい。

監査対象団体 特定非営利活動法人 本島町笠島まち並保存協力会

- 1 監査の種類 指定管理者監査
- 2 監査対象 平成 24 年度に支出した笠島まち並保存センター、文書館及びふれあいの館の指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 25 年 8 月 23 日から 9 月 12 日
- 4 監査執行日 平成 25 年 9 月 13 日
- 5 指定管理委託料の概要

名 称	笠島まち並保存センター、文書館及びふれあいの館指定管理委託料
指定管理委託料	3,500,000 円
所 管 課	教育委員会総務課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

笠島地区固有の歴史的な伝統美観を保存し、清潔な住環境を後世に継承するとともに、福祉の増進・社会教育の推進・文化の向上などを図り、合わせて広く観光に寄与することを目的とする。

(2) 事業

(特定非営利活動に係る事業)

- ① 公共機関が行う伝統的建造物群の保存に関する協力事業
- ② 地区内の伝統的美観の保存、清潔な住環境整備の推進事業
- ③ 地区内住環境と調和を図りつつ観光施策の推進事業
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事業

(収益事業)

- ① 物品販売

(3) 事務所の所在地

丸亀市本島町泊 506 番地 1 丸亀市本島コミュニティセンター内

(4) 会議

総会、理事会

(5) 役員

会長 1 名、副会長 1 名、理事 10 名（うち会長、副会長を含む）、監事 2 名

7 監査方法

笠島まち並保存センター、文書館及びふれあいの館の指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

- まち並み保存地区内の清掃を職員が業務として行っているのであれば、業務委託ではなく通常の賃金に上乘せして、人件費より支払うこと。
- 本島町笠島まち並保存協会の決算書に指定管理料収入と指定管理に係る支出が含まれて記載されているが、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理は区分して整理しなければならないので、貴団体の決算書には指定管理業務による収支の差額のみ記載すること。
- 給料より源泉した所得税は預かり金として別通帳で管理すること。
- 収入票、支出票が作成されていないので作成し、会長の決裁を得ること。
- 収益事業については事前に担当課へ届出し、業務終了後は決算書等で決算状況を明らかにしておくこと。
- 個人の買物と領収書が一緒になっているものがあったので、領収書は個人の買物とは分けてもらうこと。

II 検討すべき事項（意見）

- 個人の立替払による支出が多く見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等に対応していただきたい。